

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	ストレス症状を有する者に対する面接指導に関する研修事業 (産業医等医師等を対象とした研修事業より変更)		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者	泉 陽子		
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度開始		担当課室	労働衛生課					
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成23年12月に、労働者に対する医師又は保健師によるストレスチェックと医師による面接指導等の実施を事業者に義務づける労働安全衛生法の改正法律案が国会に提出され、昨年11月廃案となったが、再提出に向けて検討を行っているところである。 本事業では、ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるよう、医師等を対象にストレスチェックと面接指導の具体的実施方法等のメンタルヘルス対策に関する研修を実施し、職場のメンタルヘルス対策に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の目標を達成するため、医師等を対象にストレスチェックと面接指導の具体的実施方法等のメンタルヘルス対策に関する研修を実施する。 本事業は産業医等を対象に、メンタルヘルスに関する資質の向上を図ることを目的として実施してきたもので、法改正を前提としたものではなかった。24年度は労働安全衛生法改正の内容を盛り込んで実施する予定であったが、改正案が廃案となったため、法改正の内容を盛り込むことができず、また廃案となった時期も11月であったことから、従前の内容での事業執行もできなかったもの。以下、24年度の実績については記載を省略した。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算	32	160	97	148	145		
		繰越し等	0	0					
		計	32	160	97	148	145		
	執行額	31	104	0					
	執行率(%)	99	65	0					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)	
	研修を受講した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を90%以上とする。			成果実績	%	95	92	-	90
				達成度	%	106	102	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	研修の実施回数 ※25年度の事業内容であるストレスチェックに関する研修は、産業医だけでなく事業場で活動する保健師も実施することができる。そのため、平成23年度の研修(産業医のみが対象)に比べ、研修対象者をおよそ4倍と見積もり、23年度(71回)の4倍である280回実施を見込み数とした。			活動実績 (当初見込み)	回	85 (71)	71 (94)	-	- (280)
				算出根拠	平成24年度については事業を執行していないため単位当たりコストを算出できない。				
単位当たりコスト	(円/)								
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	委託費	148	144	職場のストレス対策へのリスクアセスメント手法等の取入れの検討事業を廃止したことによる減 職場のメンタルヘルス関係指針に関する検討会の開催による増					
	行政経費	0	1						
	計	148	145						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	改正労働安全衛生法で、ストレスチェックと面接指導等の実施を全事業者に義務付けるため、適切な実施方法について研修する本事業は優先度が高く国費を投入して実施すべきものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法律で義務付ける以上、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を引き上げることを政策目標としており、これを支援する手段として、優先度が高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	平成24年度は調達を行っていない。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は労働者の精神障害等による労災の予防のため、事業者に対し支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出していることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	委託費のほとんどが研修会の講師や会場スタッフの謝金や旅費、研修会テキストの作成費等の研修会の実施に必要な費用に使用される。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	執行していないため、記載なし		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	改正労働安全衛生法で義務づけるストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるためには、実施する医師等の不安や疑問を解消する必要があるため、実効性の高い手段として研修を実施するもの。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	執行していないため、記載なし		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	執行していないため、記載なし		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	<p>前述のとおり未執行であるので、成果目標及び活動指標の結果がないところであるが、職場におけるメンタルヘルス対策の一環として、引き続き、ストレスチェックと面接指導等が適切に実施されるよう、医師等に対する研修を実施する必要がある。</p> <p>また、研修の実施に当たっては、効果的・効率的な周知方法や実施方法等を検討し、単位あたりコストの削減に努める必要がある。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すという観点から、必要経費の見直しにより、予算を縮減するべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	職場のストレス対策へのリスクアセスメント手法等の取入れの検討事業を廃止したことによる減					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	650-43	平成23年	0957	平成24年	0808

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0